

令和5年度第2回千歳市公営企業経営審議会 会議録

日 時 令和6年2月29日（木） 14:00～16:00

場 所 千歳市水道局2階会議室

出席者 別紙名簿のとおり

【委嘱状交付式】

- 1 委嘱状の交付
- 2 市長の挨拶
- 3 委員の紹介
- 4 水道局管理職の紹介

【経営審議会】

- 5 開会
- 6 会長及び副会長選出
- 7 会長及び副会長挨拶
- 8 報告等

(1) 千歳市水道事業の概要について

(2) 千歳市下水道事業の概要について（次世代半導体工場建設に係る用排水施設整備の概要）

資料に基づき内容を事務局が説明。

【質疑等】

（委員）

半導体事業は大量に水を使用するようであるが、浄化センターの0.5系を整備するだけで処理場の能力が向上し、対応が可能ということか。

（事務局）

半導体工場からは、1日当たり28,000m³排出されると伺っており、0.5系の整備により、対応可能となる。

(3) 令和6年度千歳市水道事業会計予算について

資料に基づき内容を事務局が説明。

【質疑等】

(委員)

資料2ページの家庭用途の水量減少の要因について伺う。

(事務局)

令和2年度の新型コロナウイルス発生から、ステイホームや家庭での手洗いの励行などにより、家庭用においては急激に水量が伸びた。ステイホーム期間が5年度に明けて以降、家庭用は使用水量が減少し、6年度の使用水量見込は元年度程度の水量としている。家庭用の使用水量はコロナ禍前と同様になってきている。

(委員)

家庭で使用する節水型の機器は、使用水量が少なくなるため経営に影響があるのか。

(事務局)

給水戸数としては、5年度より増えている状況であるが、家庭用においては、節水機器の普及や核家族化が進んでいることから、1件当たりの使用量は減少し、収入にも影響が出ている。

(委員)

内部留保について。多い年度に比べ、近年は少ない状況であるが、この要因について伺う。

(事務局)

7ページ下段のとおり、内部留保は、多い時で令和2年度末の約11億4千万円、6年度末予定では約7億5千万円となった。公営企業の内部留保は蓄えではなく、建設改良費の財源である。留保する金額の基準はないが、本市と同規模人口の自治体は年間給水収益の9カ月程度、本市の場合約13億円程度保有しており、本市は少ない状況にある。少ない要因であるが、平成30年度と令和4年度の2回で段階的に水道料金の改定、引上げを行う予定であった。令和4年度の2回目の料金引上げの際は、コロナ禍であり、市民が経済的に疲弊している状況であるとともに、水道事業の財政状況も上向きであるという判断をしたことから、2回目の料金改定は取り止めた。これにより内部留保を使用しながら、事業運営しているため減少となっている。

(委員)

企業債は縁故債を借り入れしているのか。

(事務局)

資金の貸付区分は、政府系資金である財務省や金融機構と、以前の縁故債、現在の銀行等引受債がある。企業債については、北海道が本市の借入を許可するとともに、貸付区分を決定している。本市においては、政府系資金の割合が高いものの、令和4年度末からは銀行等引受債も借入している。

(委員)

資料2 ページ(2) 営業用と工業用の増減率について、営業用は9.5%の増、工場用は7.6%の減となっているが、6年度使用水量見込みの算出方法を伺う。

(事務局)

水量の予定量は、用途別で考えており、令和5年度末までの見込み値を算出し、算出した値に用途別の増減要因を加味し、6年度の予定量を決定している。営業用の増加要因は、空港施設、ホテル、飲食店などの利用者増加を見込んでおり、工場用については、5年度予定量策定時に、使用水量の伸びを見込んでいた工場があったが、5年度の稼働率が想定より低く、6年度も同様の稼働率と見て、工場用の予定量は減と見込んだ。

(4) 令和6年度千歳市下水道事業会計予算について

資料に基づき内容を事務局が説明。

【質疑等】

(委員)

上下水道ともに事業運営に多額の資金が必要であるが、一般会計から赤字補填となる繰入があるのか。

(事務局)

一般会計からの繰入金について、公営企業会計は、独立採算制であり、経費は全て水道料金収入、下水道使用料収入で賄うべきものであることが原則となっているが、総務省からの通知に基づき一般会計が負担するべきとされている経費がある。4ページ3行目の他会計負担金、これは消火栓の維持管理経費であるが、行政的経費、一般会計が負担するべきものとされている。更に4行下の他会計補助金があるが、これは一般会計と協議の上で、一般会計が負担するべきものとしており、いわゆる財政援助、赤字補填分である。6年度他会計補助金の主な内容としては、支笏湖地区の簡易水道事業における赤字補填分1, 848万2千円である。下水道では、11ページ3行目、他会計負担金であるが、これは主に、雨水処理経費である。雨水は公費、汚水は私費で処理する原則があり、雨水は税金を経費として処理し、汚水は下水道使用料を財源として処理することになっている。更に5行下の他会計補助金であるが、個別排水処理施設事業の赤字補填分5, 514万8千円が主な内容である。これらを一般会計から繰入している。

(委員)

構造的に赤字にならざるを得ない部分について繰入を行っているものの、上下水道ともに非常に健全な運営がなされていることを理解した。営業費用における人件費を含めたランニングコストについて、これまで見直しをされてきていると思う。特に近年は、工事に係る費用が資材を含めて上昇しており、これに伴い発生する減価償却費が、水道料金や下水道使用料で賄いきれなくなっている。多くの公営企業の赤字体質となる要因が減価償却費であり、これからも適切な規模の投資を心掛け、減価償却費の縮減を目指していくよう期待する。

(事務局)

先ほどの用途別の見込水量について補足説明する。水道事業は、営業用で増加、工場用で減少と説明したが、下水道事業については、家庭用や営業用は水道事業と同様の動きであるが、工場用の増減率は3.8%の増となっており、この部分が水道事業と違っている。工場、企業は地下水を使用している企業が多くある。下水道は、下水道処理区域の下水道管に接続し、処理しなければならないと法律で定められているが、水道は、本市の水道を使わなければならない法律はない。水道を使わず、地下水を使用している企業の生産量が増えていることから、下水の排水量が増加しており、下水道事業の工場用排水量見込は増とした。

また、経営に関してであるが、市民に必要なインフラ設備整備を行うとともに、持続可能なサービスを提供するために、安定的に経営をし続けなくてはならない。6年度予算は黒字会計で計上できるが、決算も黒字化するとともに、内部留保も蓄積し、大規模災害があった時のために備えていく。人件費、材料費、動力費などの必要経費が大きく増加していく中で、経費を削減しながら、黒字経営を目指す。水道料金については、令和6年4月に引上げを予定していたが、コロナウイルス発生や物価高など、社会情勢が著しく変化する中で、できる限り市民負担を増やさないという観点から、経費を縮減した上で、料金の引上げを見送った。今後は、Rapidus株式会社の進出により、大規模工事を実施するため、職員を増加せざるを得ない状況であり、必要な人件費や材料費などが増加するものの、水道料金、下水道使用料収入により健全経営の維持に努めていく。

(委員)

Rapidus株式会社に係る設備投資については、地域産業基盤整備推進交付金で賄うこととなるのか、若しくは本市の負担が生じるのか。

(事務局)

下水道事業で約139億円の事業費が必要であるが、これは、令和8年度までに量産体制である1日28,000m³の工場排水を処理するために必要な経費である。国からの地域産業基盤整備推進交付金は、事業費に対して、およそ55%程度である。不足する財源については、企業債で借入し、返済していく。Rapidus株式会社の下水道使用料収入により、企業債を返済する見込を立てている。

(委員)

水道管は100%耐震管であるのか。

(事務局)

浄配水施設は、ほぼ耐震化が終わっており、重要な管網、基幹管路は70%以上耐震適合管となっている。現在、Rapidus株式会社への配水管整備に加えて、重要給水施設配水管整備事業を実施している。これは災害が発生しても、水を必要とする施設である官公庁、避難所、病院への配水管を優先的に耐震管に更新するもので、令和16年度まで実施し、耐震化率を上げていく。

(委員)

8ページに記載の水道管整備事業が耐震化事業であるか。

(事務局)

8ページ記載の水道管整備事業は耐震化事業ではない。ただいま説明した重要給水施設配水管整備事業は、厚生労働省から国土交通省への水道行政移管に伴い、5年度中に厚生労働省から補助金が交付され、6年度への繰越事業として実施するため、配付資料への記載はない。

(委員)

18ページに、下水道管路台帳システム作成委託が記載されているが、上水道では整備済なのか。

(事務局)

上水道は整備済みである。

(委員)

同じく18ページに、ゼロカーボンシティ促進事業について、投資判断の基準を伺う。

(事務局)

ゼロカーボンシティを促進するために機器更新するわけではなく、機械の更新時に二酸化炭素の排出量を削減できる機械を選定している。設備更新に付随してゼロカーボンシティの取組を実施している。

(委員)

ゼロカーボンシティ促進事業として取り扱うことの判断基準はあるのか。

(事務局)

機械や電気設備は、電力量を低減できる設備があり、ポンプもその一つである。6年度更新する支笏湖ポンプ場は、以前は浄化センターと同じ処理場であったが、平成28年に浄化センターと統合し、処理場をポンプ場に変更した。これにより処理場のような電気設備は不要となり、支笏湖処理場設置以来一度も更新しなかった電気設備をポンプ場用の電気設備に更新したことにより二酸化炭素の排出量を削減できるものである。

(事務局)

ゼロカーボンシティ促進事業として認定されるような事業があるわけではなく、水道局として、設備更新事業の中で、ゼロカーボンに寄与できる事業を選定して掲載している。

(委員)

ゼロカーボンシティに寄与できるものを見える化したことを理解した。

9 その他

【質疑等】

なし

10 閉会

以上